

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	コメントの概要	金融庁の考え方
附 則（経過措置）		
1	今回の経過措置の適用対象は、（１）施行日において現に保有する商工債および（２）施行日翌日以後に発行される商工債（同日から起算して２年を経過するまでの間）であって、施行日翌日以後に取得した「既発債」については、施行日から２年を経過する日までであっても本経過措置の適用対象外との理解でよい。	ご理解のとおりです。
2	施行日翌日以後に、年限２年超の商工債を新規取得した場合、２年を経過したのちに大口信用供与等規制の適用対象となるという認識でよい。	ご認識のとおりです。
3	本件施行日に保有している商工債も適用対象とした場合でも、新規発行分猶予期間後には大口信用供与等規制に対応できるようにしたため、施行日翌日『２年間』ではなく『３年間』商工債の新規発行分は大口信用供与等規制の適用対象外としていただきたい。	今回の改正により、商工債は大口信用供与等規制の適用対象となるところ、同規制の目的に鑑み、銀行等の資産の危険分散や、銀行等の信用の広く適切な配分を早期に実現するといった観点から、２年を設定したものです。ご意見として承ります。
その他		
4	商工中金の株式については、現状、商工債と同様の取扱いとなっているが、本府令の施行日以後も適用対象外という認識でよい。	商工中金の株式については、今回の改正にかかわらず、大口信用供与等規制の適用対象です。